

令和6年度 西東京市農業委員会活動指針

令和6年3月19日
西東京市農業委員会

西東京市農業委員会（以下「農業委員会」という。）は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第1条に定める目的を達成するため、第6条に規定する所掌事務及び西東京市（以下「市」という。）の農地の保全及び農業振興のための事業を確実に遂行し、かつ農業委員会の効率的な運営を行うため、令和6年度の活動指針を次のとおり定める。

1 基本方針

令和6年度においては、第65回東京都農業委員会・農業者大会において決定した「農業委員会活動の積極的推進に関する決議」及び東京都農業会議の令和6年度農業委員会活動推進要領を踏まえ、本市の農業が直面する課題に積極的に取り組むため、次に掲げる活動及び事業を推進する。

2 令和6年度に取り組むべき活動

（1）都市農地貸借円滑化法等の制度周知と活用の推進

都市農地貸借円滑化法等の内容を、農業者に対し正確かつ詳細について情報提供を行い、農地の貸借や農業者が自ら市民農園等を開設して、都市農地の保全や農地の有効活用等のため、継続して制度の周知と理解及び利用の推進を図る。

（2）遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法

農地等の利用の最適化を推進する活動を通して、引き続き、遊休農地の発生防止に取り組む。遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合を評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B/A）
現 状 （令和5年3月）	117.6 ha	0 ha	0 ha
3年後の目標 （令和8年3月）	112.0 ha	0 ha	0 ha
目 標 （令和15年3月）	100.4 ha	0 ha	0 ha

(3) 農地の適正な肥培管理について

農地の肥培管理状況の把握や指導等については、農業委員会全員で対応する。特に特定生産緑地の指定に関しては、市と連携・協力の上、農業委員会の意見を的確に反映し、引き続き、より多くの所有者が申請を行えるように活動を行う。

(4) 農業者の意見の表明

市内の農業、農地に関する課題や農業者の考え、目指す方向性を「意見」として市に提出すると共に、あらゆる機会において、農業委員会の意見を市に伝えていく。

(5) 農業委員会活動全般について

農業委員会活動が円滑に行えるよう、農業委員は研修等を通じて農業・農地に関する制度に精通するように努める。また、農業者の立場を強化するため、議会等関係機関との連携や交流を推進する。

また、農業経営における女性の役割を重視し、研修会などを通じて女性農業者の情報交換や積極的な活動に対して支援を行い、女性農業者の活躍促進を図る。

3 主な活動

(1) 総会の開催

西東京市農業委員会総会会議規則第1条に規定する総会を、基本的に毎月20日に開催する。

(2) 部会の設置

農業委員会に運営部会、農地部会及び編集部会を設置し、所掌する事項について調査・研究及び検討を行い、農業委員会活動の充実を図る。

① 運営部会

- ア 農業委員会活動に関すること
- イ 表彰に関すること
- ウ 視察に関すること
- エ 研修会、勉強会等に関すること
- オ 都市農業に係る普及啓発に関する事業等の開催に関すること

② 農地部会

- ア 農地の肥培管理に関すること
- イ 農地管理基準の運用管理に関すること
- ウ 納税猶予適用農地の取り扱いに関する状況把握
- エ 農地利用状況調査（農地パトロール）に関すること
- オ 農地の貸借に係る情報収集に関すること

③ 編集部会

- ア 地域の農業経営に関する情報発信
- イ 農業者や消費者の意見、農業に関する事業などの紹介
- ウ 農業委員会活動の紹介

エ 「農業委員会だより」の編集

オ 西東京市農業振興計画に基づく情報提供

(3) 「農業委員会だより」の発行

「農業委員会だより」を年2回発行し、農業者への情報提供の手段として活用すると共に、市民や関係機関等に農業委員会活動を広く周知する。

(4) 農地利用状況調査（農地パトロール）の実施

農地法第30条の規定に基づき、農地利用状況調査（農地パトロール）を年1回以上実施する。

この調査を、農業委員会として農地の肥培管理を把握する重要な機会として活用し、農地が適切に管理されるよう農地の貸借を含め指導・助言を行う。

(5) 意見の提出（法第38条）

農業施策についての意見を市に提出する。意見の内容は、農地と農業者に関する全般にわたる諸課題や、要望を取りまとめた素案を検討し、10月の総会を目途に策定する。

4 市の農業施策との連携

(1) 第3次西東京市農業振興計画について

第3次西東京市農業振興計画に定められた各種事業の実現に向けて協力を行う。

特に、災害発生時には一時避難所として重要な役割を持つ、災害時協力農地の協定を締結する農地の拡大について、JA東京みらいと連携して普及啓発に努める。

(2) 認定農業者制度について

市が認定する認定農業者について、認定農業者制度審査委員会を通じて協力を行う。

(3) 市ホームページについて

市ホームページにおける農業委員会のコーナーを運営し、利用者の利便性の向上と農業委員会活動への理解を促進する。

(4) 生産緑地制度について

都市計画課等関係機関と連携し、農業者にとって活用しやすい制度の運用を図る。

(5) 市が主催する農業関連の事業への支援・協力

事業へ協力することにより、市民の方々に対する都市農業への理解の促進を図るため、以下の活動に積極的に取り組む。

①市民まつりへ参加するとともに、市民の方々との交流活動事業を積極的に実施して、都市農業への理解を深める。

②市内小中学校での農業体験や収穫体験等に積極的に協力して、子どもたちへの都市農業への理解促進に取り組む。

③担い手不足の解消や農地保全策の一つとして、市民が農業に携わることができる援農ボランティア制度の活用を促進する。

(6) その他、市の関係部署との意見交換や情報共有を積極的に行う

5 その他の活動

(1) 令和6年度農業委員会活動推進要領の取組

東京都農業会議で決定した「令和6年度農業委員会活動推進要領」に規定する事業を、農業委員会の基本活動として位置付け積極的に取り組む。

(2) 研修等への参加

農地制度や税制度、農業委員会に関連する各種制度について理解を深め、委員会活動の充実のため、東京都農業会議や市の認定農業者連絡会などの研修及び会議に積極的に参加し、農業委員としての資質の向上を図る。

また、農業新聞の購読や、講演、研修等を通じた外部との交流により農業委員としての見識を高める。

(3) 農業委員会活動記録カードの活用

定例の農地利用状況調査（農地パトロール）だけでなく、日常の農地パトロールや農業者の方々からの相談対応においても、農業委員会活動記録カードをこまめに記録し、農地パトロールや相談活動に役立てる。